

鳥取県告示第469号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年9月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月17日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成21年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たんぼぼ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
瀧田 安代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町井古35
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者等の福祉サービスを必要とする方に対して、利用者個人の能力に応じた作業訓練等、様々な社会福祉活動を通して、自立につなげるための支援に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業及び事業年度